

戦前の暗黒時代の再現



秘密保護法に反対しましょう！

戦前の日本は、国防・防諜のためという口実で、国民に必要な情報が隠され、それを国民に知らせた者は「非国民」と差別されて処罰され、戦争へと進んでゆきました。

今、安倍内閣は、「不都合な真実は隠します法」ともいるべき「秘密保護法」を制定して、同じ道を歩もうとしています。

このようなことを許してはなりません。私たちの自由と平和な日本を守るために、秘密保護法の制定に反対しましょう。

私たちの知る権利が制限されます！

秘密保護法では、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズム防止」に関する情報が「秘密」として非公開とされます。原発に関する情報や核兵器に関する情報、領土問題に関する情報、TPPに関する情報、自衛隊情報保全隊による国民監視に関する情報など、国の広範な情報が「保護」の名の下に隠され、私たちの知る権利が制限されてしまうのです。

私たちも処罰される可能性が！最高で懲役10年！

「秘密」を取り扱っている人が、「秘密」を他人に漏らす行為は10年以下の懲役刑になります。この「秘密」を取り扱う人は公務員に限られず、国と共同事業を行う研究者や民間企業の技術者なども対象になります。国会議員も、国会の審議等で知った「秘密」を所属政党に報告しても処罰されます。

また、私たちが「秘密」とされている情報の開示を求めることも、場合によっては独立教唆（そそのかし）や煽動として処罰されるおそれがあります。

プライバシーも調査されます！

秘密保護法では「適性評価制度」という制度が創設されます。これは、「特定秘密」を取り扱う人たちのプライバシー（犯罪歴、懲戒歴、薬物の影響、資産・借金等の信用情報、精神疾患、飲酒の節度など）を調査し、管理する制度です。プライバシー情報の使い方によっては「思想信条による差別」となる可能性もあります。調査は必要に応じて公務所もしくは公私の団体に照会して行うことも可能とされており、多様なプライバシー情報を入手することが可能になります。また、調査の対象者は「秘密」を取り扱う本人だけではありません。その家族や恋人なども調査の対象になる可能性があります。

秘密保護法は必要ありません！

秘密漏洩については、国家公務員法や地方公務員法、自衛隊法などで処罰可能です。必要なのは情報隠しではなく、情報公開です。